

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「脳内出血」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社に所属し、建築現場の設備配管工として勤務していた。平成○年○月○日、○工事現場において、請求人は、作業を誤った同僚を強く叱責した後、会社の車の中でシートを倒し嘔吐しているところを同僚に発見された。請求人は次第に意識がなくなり、○病院に搬送され、「脳内出血」と診断された。

請求人は、当該疾病が業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人が作業に入っていた現場は竣工時期が迫り、仕事を立て込んでいたため、過労とストレスがたまっていた。

また、仕事中に脳卒中を発症したものであることから、業務上災害である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 疾患名

「脳内出血」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

#### (2) 発症直前に、現場で室内換気扇の取付け作業を同僚と行っていたところ、同僚が取付け位置を間違えたことに激怒し、強く叱責した出来事が認められるが、当該出来事は、業務に関連した突発的または予測困難な非日常的異常事態ではなく、請求人にとって通常起こり得る出来事であって、異常な出来事とは認められない。

#### (3) 短期間の過重業務について検討すると、発症前1週間において、実労働時間数は58時間であり、時間外労働時間数は18時間であることから、特に長時間労働は認められない。

作業環境をみると、冬期につき寒冷場所での業務に従事していたものであるが、寒冷の程度が著しいものであったとまではいえず、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたとは認められない。

よって、発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したとは認められない。

#### (4) 長期間の過重業務について検討すると、時間外労働時間数は、発症前1か月間に58時間30分であり、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数も、最長40時間45分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる月平均80時間には至っていない。

作業環境についてみると、夏期は高温、冬期は寒冷場所での業務に従事していたものであるが、高温・寒冷の程度が著しいものであったとまではいえず、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたとは認められない。

よって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

#### (5) 以上のことから、請求人に発症した疾病は、業務起因性が認められず、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人は平成○年○月○日に「脳内出血」を発症したと認められる。

#### (2) 請求人及び会社関係者からの聴取により、発症当日の出来事として、「同僚の作業誤りを叱責したこと」が認められるが、当該出来事は通常考えられる業務の範囲を超えた特に過重な負荷とは認められず、異常な出来事に遭遇したものと認められない。

#### (3) 被災者の発症前1週間の業務状況については、合計15時間30分の時間外・休日労働を行っていることや、2か所の現場を掛け持ちし、現場内でトラブルがあったことは認められるものの、日常業務と比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせる業務が継続していたとまでは認められない。したがって、本件疾病はこの間の業務の過重負荷により発症したものと認められない。

- (4) 被災者の発症前 6 か月間の時間外労働時間数については、発症前 1 か月間の時間外労働時間は 58 時間 30 分、発症前 2 か月間から 6 か月間における 1 か月当たりの平均時間外労働時間数は最大で 40 時間 45 分であり、長期間の過重業務は認められない。

以上のことから、この間の業務と本件疾病の発症との関連性は弱く、本件疾病はこの間の業務の過重負荷により発症したものとは認められない。

- (5) 被災者の健康状態、既往歴等については、健康診断で特に異常はなく、本件疾病発症以前に大きな病気をしたことはなかったと認められる。

- (6) 医証をみると、地方労災医員は、意見書において、「本件傷病は業務中に発症した傷病ではあるが、被災労働者には先天性疾患の脳動静脈奇形があり、発症に個体的要因が大きく影響していること、また、発症に先立って業務上特に過重な業務に従事したとは認められず、業務起因性があるとは言えない。」と所見している。

- (7) 以上のことを総合すると、異常な出来事、短期間の過重業務及び長期間の過重業務は、いずれも認められず、被災者の本件疾病の発症は業務上の事由によるものであると認めることはできないと当審査官は判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。